

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省）

制 度 名	振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の適用対象者の範囲拡大		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度（租税特別措置法 5 条の 2）の適用対象者に「海外年金基金」等を含めること。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国債の保有・売買を促進し、多様で厚みのある投資家層を形成するとともに、国債市場の流動性・効率性を向上させることにより、大量に発行される国債の安定消化を図り、ひいては発行者である国の資金調達コストの低減に資するため。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進する観点から、平成 22 年度税制改正において、振替社債等を適用対象債券に追加するなど、非居住者債券所得非課税制度が拡充・整備された（租税特別措置法 5 条の 2 及び 5 条の 3）。</p> <p>しかしながら、「海外年金基金」等については、非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に含まれない。</p> <p>「海外年金基金」等の我が国公社債市場への参加を促進するには、非居住者債券所得非課税制度の適用対象者に「海外年金基金」等を含めることにより、我が国の金融・資本市場の魅力を高める必要がある。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
		政策の達成目標	非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の向上 国債消化の促進と利払費の軽減
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	「海外年金基金」等は、振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の適用対象者に含まれないため、我が国公社債市場へ参加しづらい状況である。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	「海外年金基金」等が、振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の適用対象者に含まれることにより、同制度が「海外年金基金」等によって活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「海外年金基金」等が、振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の適用対象者に含まれることにより、同制度が「海外年金基金」等によって活用されることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		「海外年金基金」等を振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の適用対象者に含める措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 19 年度(推計) ▲352 億円 平成 20 年度(推計) ▲472 億円 平成 21 年度(推計) ▲301 億円												
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>非居住者等の国債・地方債の保有額及び保有割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>国債</th> <th>地方債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>47.3 兆円 (6.8%)</td> <td>0.0 兆円 (0.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>43.9 兆円 (6.5%)</td> <td>0.1 兆円 (0.2%)</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>31.4 兆円 (4.6%)</td> <td>0.1 兆円 (0.2%)</td> </tr> </tbody> </table>		国債	地方債	平成 19 年度	47.3 兆円 (6.8%)	0.0 兆円 (0.0%)	平成 20 年度	43.9 兆円 (6.5%)	0.1 兆円 (0.2%)	平成 21 年度	31.4 兆円 (4.6%)	0.1 兆円 (0.2%)
		国債	地方債											
	平成 19 年度	47.3 兆円 (6.8%)	0.0 兆円 (0.0%)											
平成 20 年度	43.9 兆円 (6.5%)	0.1 兆円 (0.2%)												
平成 21 年度	31.4 兆円 (4.6%)	0.1 兆円 (0.2%)												
前回要望時の達成目標	非居住者等による国債の保有・売買の促進 国債市場の流動性・効率性の向上 国債消化の促進と利払費の軽減													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 22 年度改正により非居住者債券所得非課税制度が拡充・整備されたところであり、現時点ではかかる拡充・整備の効果を年間ベースで把握できない。													
これまでの要望経緯	「海外年金基金」を振替国債の利子等に係る非居住者等非課税制度の適用対象者に含めることは、平成 22 年度改正からの要望である。													